

やなぎ通信 特別号



相続・後見のプロフェッショナル
大阪無料相談所 「相続・後見の専門家」
監修：やなぎ総合法務事務所

(4・5月合併号)

発行：司法書士法人やなぎ総合法務事務所

やなぎ総合法務事務所から
旬の法律ニュースをお届け

TOPIC

「遺産整理って何？どんな手続き？」



このたび、皆さまお馴染みのSNSツール“LINE”で、弊所の専用 LINE@ ページを開設致しました。
ニュースレター・LINEを通じて、皆さまのお役に立てるような情報を随時発信してまいります。
内容に関するお問い合わせやご質問がありましたら、是非お問い合わせください。

司法書士法人やなぎ総合法務事務所 代表社員 柳本 良太 から皆さまへご挨拶



新緑の候 貴殿ますますご清栄のこととお慶び申し上げます
平素は格別のご懇情を賜りまして厚くお礼申し上げます
さて、この度、下記住所に東京事務所を開設し、6月15日（土）より業務を開始する運びとなりました
これもひとえに皆様の温かいご支援によるものと心から感謝いたしております

【東京事務所】

〒150-0011 東京都渋谷区東3丁目6番18号 プライムハウス203号
電話 03-6803-8233 ・ FAX 03-6803-8234
メールアドレス t-info@yanagi-law.com

東京事務所の開設を機に、社員一同より一層業務に精励いたす所存でございますので
何卒格別のご支援ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます

司法書士法人やなぎ総合法務事務所
代表社員 司法書士 柳本良太

過ぎたら大変です！期限付き相続・遺産整理続き

相続発生後は、速やかに手続きをしなければ、多額の借金を受け継ぐことになったり、税金を余分に払うことになったり、
もらえるはずのお金がもらえなくなる等不利益を被ることがあります。

今回は、特に注意が必要な、原則としては期限付きの相続関連手続きを挙げてみました。

【相続発生後すぐ】 自筆の遺言書がある場合には開封前に裁判所に持ち込む必要があります（家庭裁判所）

（※新法のもとで法務局保管の自筆証書遺言や、公正証書遺言をされている場合はこの限りではありません）

【3か月以内】 プラスの財産より借金が多い場合には相続放棄申立て（家庭裁判所）

プラスとマイナス分からない場合には期間伸長や限定承認の申立て（家庭裁判所）

【4か月以内】 亡くなった人の所得税に関する準確定申告（所得の確定申告をしていた方が亡くなられた場合）

【10か月以内】 遺産が「3,000万円＋600万円×法定相続人の数」の金額を超えた場合 相続税申告・納付

【1年以内】 遺留分の減殺請求

【2年以内】 埋葬料・葬祭費の請求（市役所）

【3年以内】 生命保険（死亡保険）の生命保険会社への請求

遺産整理のいろいろ

近年、“遺産整理”という言葉が銀行やCMで耳にされたことがあるかと思います。

遺産整理とは、被相続人の死亡後の相続手続を、銀行・士業等が窓口となって支援、代行する業務のことをいいます。遺産整理・相続手続には、行政書士・司法書士・税理士・弁護士等各士業のみがその業務を取り扱うことが許される「**独占業務**」が多く存在していますので、銀行等は、士業の独占業務にあたる部分を士業に外注されているのが実情です。

各窓口により、どこまでサポートしてもらえるかは、様々ですので、よく検討して進めることが重要です。

それでは、遺産整理には、どういった手続があるのでしょうか？

先程挙げました期限付き手続の他に、

相続財産調査、相続人調査、遺産分割協議書作成、不動産名義変更（相続登記）、遺品整理（動産撤去・買取）、死亡届（役所・年金事務所）、遺族年金等請求、光熱費関連の名義変更、証券・預金等の解約・名義変更、賃貸契約解除等 人により、さまざまな手続を要します。多い方は50個を超えるような手続を要する場合があります。

特に葬儀費用・相続税納付等で大金を要することがありますので、少しでも早く、預貯金・保険金・証券等は換価手続を終えたいという方も多いと思います。

内容にもよりますが、最も換価が早いのは、**保険金受け取り**という場合が多いでしょう。

そして次に、**預貯金等の解約**は、各金融機関によりかかる期間・書類はケースバイケースですが、ほとんどの金融機関で、

①遺言書と遺言執行者の印鑑証明書等 もしくは ②被相続人の出生から死亡までの戸籍一式、相続人であることが分かる戸籍、遺産分割協議書（実印）、相続人の印鑑証明書等を要しますので、これには数か月の日数を要することになってしまいます。とくに、信用金庫・信用組合等の出資金・配当金等の払い戻しについては、金融機関の決算期後となるため、場合によっては1年近く返ってこないというケースもあります。

そのほか、相続財産換価手続の中でも時間がかかりがちなのが、**証券の解約・名義変更**です。

証券の解約・名義引継ぎには、ほとんどの場合が、証券会社で、代表相続人名義・（数少なに会社で弁護士・司法書士等代理人名義可能）の特別口座を新たに開設する必要があります。その新たに開設した特別口座に証券が割り当てられ、換価することができるという流れになります。こういった換価スケジュールを考えた上で、どの財産をすぐに葬儀費用、納税資金に充てるべきか検討しておくのは、いざというときに、慌てず、損をしないコツといえるでしょう！

今月のお客様の声 ご紹介

他にも、

多数のお声をお寄せ頂き、

誠に有難うございました。

皆様のお声を励みに

スタッフ一同、

日々精進して

まいります！

大阪市 お住まいのYさん

親の 20年分の遺産 相続手続をスムーズに完了

ありがとうございました

鈴鹿市 お住まいのSさん

遠方からの 電話や郵送でのやり取りがスムーズに

その都度 丁寧に対応して頂き 感謝しております

次回TOPICテーマは
“配偶者居住権
（評価方法）”
お楽しみに……

やなぎ総合法律事務所の家族信託・相続サポート
TEL : 0120-021-462 FAX:06-6643-8201

〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目10番1号 あべのベルタ 3009号

受付時間 平日 9:00~20:00 土日祝祭日 10:00~18:00

WEB予約 24時間受付中

Email support@yanagi-law.com

